

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 3 月 30 日

土 曜 日

号 外

目 次

条 例

○富山県税条例の一部を改正する条例

1

~~~~~

## 条 例

~~~~~

富山県税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第30号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第73条第10項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第 198号）附則第 9 条第 1 項又は第11条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第 130号）第11条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第 1 項第 1 号イの事業を含む。第87条の 5 において同じ。）」を削る。

附則第 6 条の 3 の 4 第 7 項各号列記以外の部分中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第 1 号」の次に「に掲げる自動車のうち車両総重量が 12 トンを超えるもの、第 2 号」を加え、「第 2 号」を「第 3 号」に改め、同項第 2 号中「附則第 4 条の 6 第 8 項」を「附則第 4 条の 6 第 11 項」に、「附則第 4 条の 6 第 9 項」を「附則第 4 条の 6 第 10 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号中「附則第 4 条の 6 第 8 項」を「附則第 4 条の 6 第 11 項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に、「附則第 4 条の 6 第 9 項」を「附則

第 4 条の 6 第 10 項」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 車両総重量が 5 トンを超える乗用車（省令附則第 4 条の 6 第 8 項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第 4 条の 6 第 9 項に規定するものに限る。）であつて、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 25 年 1 月 27 日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第 3 号において「制動装置保安基準」という。）で省令附則第 4 条の 6 第 10 項に規定するものに適合するもの

附則第 6 条の 3 の 4 第 8 項中「附則第 4 条の 6 第 10 項」を「附則第 4 条の 6 第 12 項」に改める。

附則第 9 条各号列記以外の部分中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の富山県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第 3 条 この条例による改正後の富山県税条例附則第 6 条の 3 の 4 の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（税 務 課）